

令和7年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和6年6月

関東地方知事会

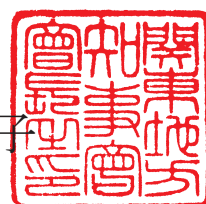
令和6年5月23日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和6年6月

関東地方知事会

会 長	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	茨 城 県 知 事	大 井 川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎
	静 岡 県 知 事	鈴 木 康 友
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一



提 案 ・ 要 望 事 項 一 覧

- 1 地方分権改革の推進について 1
- 2 災害に係る住家の被害認定に関する要望について 29
- 3 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について 31
- 4 地方の生産性向上に向けた取組について 33
- 5 保育料無償化の拡充について 36
- 6 災害関連死を防ぐための避難生活の質向上に向けた
支援等について 37
- 7 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について 39
- 8 高等学校等における教育費負担の軽減について 40
- 9 DPAT 及び災害拠点精神科病院の整備に対する
診療報酬上の評価等について 42
- 10 防災・防疫対策等の推進について 44
- 11 帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの
早期の定期接種化について 59
- 12 道路網の整備促進等について 61
- 13 広域降灰対策の推進に関する要望 81

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

我が国の景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。加えて、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、物価高騰対策やこども・子育て政策の強化はもとより、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の推進、消防・防災力の一層の強化等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

デフレからの完全脱却や人口減少問題はもとより、不安定で脆弱なサプライチェーンや世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要性がある。加えて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

特に、令和4年12月に感染症法が改正され、令和5年度において、

都道府県連携協議会を設置した上で、新興・再興感染症に備えるために感染症予防計画を改定したところであるが、保健・医療体制の整備（病床、外来医療、医療人材等の確保）に向けた関係機関との協定締結については、令和6年9月末までの完了に向けて取り組む必要があることから、引き続き、地方や医療現場等が混乱しないよう、国は地方に対し適切に助言等を行い、対応すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークのほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。令和5年3月31日に「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）が閣議決定され、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すなど、継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省庁においては、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」で示された原則に基づき、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、遵守状況を内閣府に報告するなど、ナビゲーション・ガイドが実効性を持つように運用するとともに、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

今後、計画等の負担が増大することがないよう、内閣提出法案のみ

ならず議員立法も含め、新たに計画等の策定を求める法令の制定や通知の発出等は原則として行わないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが例年、9割程度であるとしている、

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている提案が一定数存在する。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

こうしたことから、「提案募集方式」への対応に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関する提案も対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状

況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正

などを行うこと。

例えば、条例公布時の長の署名は自署に限られ、電子署名は認められていないが、災害時など登庁が困難な場合であっても、場所を選ばず条例公布手続を可能とすることにより、条例が公布できないことによる住民生活への影響を回避し、また、デジタル社会の実現に向けて、電子署名による方法を可能とする法改正を早急に行うこと。

なお、今国会に提出されている地方自治法改正案において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の指示権が創設されようとしているが、法案が成立した場合の運用に当たっては、事前に地方公共団体との間で十分な協議・調整等を行うとともに、現場の実情を適切に踏まえた措置となるようにすること。発動は目的達成のために必要最小限度の範囲にとどめるなど、地方の自主性・自立性を尊重すること。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、子育て家庭の多くが共働きである状況や新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まったテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

また、人口は減少傾向にあり、当面は生産年齢人口の減少が見込まれているため、労働力の確保が懸念されている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化するとともに、定年延長や社会がジョブ型雇用に移行する中で、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

こうしたことから、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

特に、喫緊の課題として、DXなど専門的知識・経験を有する人材の確保や、副業・兼業がしやすい環境づくり、部分休業の対象拡大など子育てと仕事の両立支援をより一層進めるよう、法改正などを講じること。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和5年11月に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）が措置されたが、今般の物価高騰の先行きは依然として不透明であり、住民や地域経済への更なる影響も懸念される。このため、今後の経済状況等に応じて、国による対策の強化を図るとともに、地方に対しても適切な財源措置を講じること。

今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等対策について、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すること。

その上で、地方で対応すべきと整理した場合は、国が所有している制度設計等に必要となる情報・データ等について、地方に提供す

ること。

そして、財源措置を臨時交付金で講ずる場合には、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。また、その活用については、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国が定めたやり方を実質的に強いるようなことはせず、地方の裁量を尊重すること。

さらに、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

今般の物価高騰の先行きは不透明であることから、令和6年度以降の原油価格・物価高騰への対応を実施するに当たり、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金の継続などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

また、エネルギー・原材料価格高騰の事業者への影響は全国的な課題であるため、国の責任において、このような事業者を業種や地域を問わず幅広く支援する新たな支援制度を創設すること。特に、物価高騰が長期化しており、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の改定など全国一律の対応を講じること。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を行うこと。

また、国際情勢や原材料価格の高騰等による景気への影響が生じている間は、減収補填債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

併せて、地域経済が長期化している原油・物価高騰を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換など事業構造の転換に係る取組に対し、一層の支援を行うこと。

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援について、制度終了後に請求されるものについても国の責任において確実に予算措置を講じること。

改正感染症法の規定により、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援制度の充実を図るとともに、地方公共団体の感染拡大防止のための財政措置を講じること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとされており、昨年12月には、2023改訂版が閣議決定された。

しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることがないように、デジタルのみにとらわれない包括的な支援が必要である。

「デジタル田園都市国家構想交付金」については、令和5年度補正予算で735億円、令和6年度当初予算で1,000億円が確保され、令和6年度地方財政計画において、「デジタル田園都市国家構想事業費」も引き続き1.25兆円が確保されたが、地方創生のさらなる深化に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、拡充・継続すること。

併せて、交付金の要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

「デジタル田園都市国家構想交付金」における地方創生拠点整備

タイプについては、令和5年度補正予算で前年度より100億円減額の300億円が確保され、令和6年度当初予算で、前年度から20億円減額の50億円が確保されたが、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。同交付金のデジタル実装タイプにおいては、コンソーシアム等推進体制の確立や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。

また、令和5年度地方財政計画において、「地域デジタル社会推進費」は、令和7年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

令和6年度地方財政計画においては、「地域社会再生事業費」が引き続き0.4兆円確保されたが、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講じること。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実にを行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指すこととしており、基本理念として、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としていることから、こども・子育て施策に地域間格差が生じることがないように、国において必要な財源措置を講じること。

こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、全ての自治体に対し地方財源を確実に措置すること。

学校給食費の無償化については、令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされている。子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において実現すること。

また、全てのこどもたちの学校選択が保護者等の所得により左右されないよう、高等学校及び高等教育の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納

付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成30年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている。制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体及び保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体を対象としたインセンティブとなる適切な財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援を講じる際には、保険者努力支援制度の評価指標の見直し等による既存制度の組み換えによるものではなく、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して新たに財源

を確保すること

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。検討に当たっては、地方分権の観点から地方公共団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの改修等に係る費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政支援を講じること。

介護報酬については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるものとする。

5 防災に係る財源の確保

本年1月1日には、「令和6年能登半島地震」が発生し、大きな被害をもたらした。また、令和5年3月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。今後、大規模な風水害や地震、火山噴火などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

各地方自治体がこのような災害に対して取組を推進することは、日本全体を災害に強くするためにも重要である。地方自治体が計画的に防災対策を推進していくために、必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

6 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和5年度税制改正においては、2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。

自動車関係諸税の見直しについて、令和6年度与党税制改正大綱においては、「自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期

的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035年度までに乗用車新車販売に占める電動車を100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、仮に凍結解除された場合、地方全体で5,000億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、地方特例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補填措置を講じること。

7 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林環境税の賦課徴収に当たっては、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

8 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

9 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るといった観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

10 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の観点から、引き続き検討をすること。

また、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

11 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改

正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和6年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税法体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

12 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

13 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所

在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

14 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和5年10月以後に開始する指定期間において、募集適正基準の厳格化などの見直しがされたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。

特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずるなど、公平性の観点から問題がある。

また、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている中、大手EC事業者の仲介事業への参入により、今後さらに貴重な税金が手数料として仲介サイトに流れてしまうことで、ふるさと納税が制度創設時の趣旨からさらにかげ離れていく懸念がある。

このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという、現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

15 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

16 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業

を限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

17 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和5年9月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指すこととされている。

また、令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和6年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及び

マイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」とされている。

引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。

また、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者による eLTAX を通じた税務手続・キャッシュレス納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税務手続の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

18 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、こども・子育て政策の強化、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高騰への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの一貫した堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財

政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和6年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.5兆円下回る0.5兆円に抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である令和7年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であっても、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、廃止までの間における臨時財政対策債発行可能額の算定については、過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

19 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源で

ある地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

20 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十

分に協議をすること。

2 災害に係る住家の被害認定に関する要望について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、石川県内では7万6千棟を超える住家被害が生じている。被災者の一日でも早い生活再建につなげるために、罹災証明書を希望する被災者に対して速やかに交付することが極めて重要である。

罹災証明書の交付には、被災者の住家被害の状況に基づき、被害の程度を認定する必要がある。先般、応援自治体の職員が住家の被害の程度に関する最終的な判定事務に従事可能との見解が国から示された。一方で、内閣府による損害程度を判定する方法が複雑であり、認定できる件数が限られることから、内閣府より令和6年1月13日付事務連絡「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」が発出され、第一次調査の簡素化などが図られている。こうした簡略化された住家被害認定の判定方法をすべての地震災害に適用できるよう制度変更することはもとより、更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。

首都直下地震など、関東地方において大規模な災害が発生した場合、住家被害は甚大となることを見込まれる。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、現行の住家被害認定の判定基準を被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 住家被害認定の判定方法を徹底して簡略化すること

内閣府の示す被害の判定方法では、損傷程度の判定基準が曖昧なことに加え、損傷程度に損傷部分の割合を乗じて損傷率を算出するなど、手法が複雑であることから、一件の認定に時間を要している。

このため、住家の被害程度の判定方法を徹底して簡略化するこ

と。加えて、デジタルツインやA Iなどの最新技術も活用し、認定業務が速やかに実施できるようにすること。

2 住家被害認定の判定基準の考え方を抜本的に見直すこと

現在の住家被害認定の判定基準は、住家の損傷程度により細かく区分されたものとなっているが、被災者の円滑な生活再建を促進する観点から、建て替えの可否を判定基準にする等、抜本的な見直しを行うこと。

3 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について

先天性代謝異常等検査は、新生児に対する健康診査の一つとして、疾病の早期発見・早期治療により知的障害等の心身障害を予防することを目的として全都道府県で実施されている。

本検査は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知に基づき 20 疾患を対象に実施しているが、早期発見・早期治療が可能となった希少難治性疾患が増加しており、重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症、B細胞欠損症、ライソゾーム病の一部疾患などについて、大学や検査機関等で保護者負担により実施する事例のほか、独自に公費負担を開始する都道府県も見られるなど、全国的に 20 疾患以外のスクリーニング検査が進展している。

国は、令和5年度から、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下、「実証事業」という。）を実施しているが、対象疾患は重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の2疾患のみである。

また、全国展開は、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて目指すこととしており、全国一律で対象疾患に追加するまでに相当の時間を要することが見込まれる。

さらに、実証事業の補助率は1／2となっており、自治体負担が発生している。

そこで、全ての新生児が検査を受けられるよう、国が科学的知見に基づき、早期発見・早期治療により、治療効果が高いとされる疾患を広く対象として、早期に先天性代謝異常等検査の疾患に追加する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加し、

早急に全国展開すること。

- 2 B細胞欠損症やライソゾーム病の一部疾患など、早期発見や早期治療により、治療効果が高いとされるその他の疾患についても、先天性代謝異常等検査の対象疾患への追加を検討すること。
- 3 上記1及び2の措置等に当たっては、自治体負担が生じることのないよう、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

4 地方の生産性向上に向けた取組について

我が国を取り巻く環境は、国際情勢の変化や気候変動、驚異的な科学技術の進歩に加え、物価高騰や人口減少の影響などにより急激に変化し、未曾有の激動の時代を迎えている。

特に、経済社会の長い停滞の末に、名目 GDP が世界第4位に転落し、足元では、賃金上昇を上回る物価高騰が続く中で、経済活動の中心となる生産年齢人口が急減し、様々な場面で人手不足の影響が深刻化しつつある。

こうした人口減少社会においては、高収益な産業構造への転換や適正かつ効率的な土地利用、国籍・性別などにかかわらず、多様な人材が活躍できる社会づくりにより、一人ひとりの生産性を高め、地方全体の生産性を向上させ、様々な危機を乗り越えていくことが強く求められる。

そのためには、適切な価格転嫁と賃上げが両立し、経済が好循環する環境づくりとともに、喫緊の課題である働き手の確保に向けて、優秀な外国人材の確保・育成や生活環境の整備を促進することで、世界から選ばれる社会をつくりあげることが必要である。

については、地方の生産性向上に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 経済が好循環する環境の整備

(1) 最低賃金の引上げ

経済が好循環する環境整備のためには、企業の生産性向上の成果として得られた収益を労働者や設備投資に分配することが必要であり、とりわけ、労働者全体の賃金の底上げにつながる最低賃金の引上げを図ることが重要である。

最低賃金の引上げに当たっては、地域の経済実態の正確な反映や、地域間格差の是正が重要であることから、地方において、より自主的に地域の経済実態を踏まえて最低賃金額を決定できる仕

組みとすること。

併せて、地方における中小企業の賃上げや生産性向上等に対する十分な支援策を措置すること。

(2) 適切な価格転嫁の推進

経済が好循環するためには、企業が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁しやすい環境を整備することが重要である。

適切な価格転嫁を推進するため、国では「パートナーシップ構築宣言」を導入しているが、更なる事業者の登録を促すため、国の補助金採択時の加点措置等、宣言事業者へのインセンティブを拡充し、事業者の価格転嫁に関する理解促進に向けた取組を図ること。

(3) 地域の実情を踏まえた土地利用

農地を含めた土地の利用について、地方が自らの意思と責任の下で主体的に判断し合理的に進めていくことが、地域における社会発展の自由度を高め、地域経済を持続的に発展させるうえで必要不可欠である。

そのため、国による土地利用規制は必要最小限とするとともに、土地利用の最適化を図るため、地方が主体的に土地利用を進められるよう、都道府県が確保すべき農用地等に係る面積目標の設定方法の見直しや、農用地区域の設定・除外等について、農地の実態や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるようにすること。

2 外国人材の活躍促進

(1) 試験の多言語化

急激な少子高齢化と人口減少を乗り越え活力ある地方を実現するためには、国籍などに関わらず多様な人材が活躍できる環境を整備することが必要である。

そのため、外国人が特定技能評価試験、介護福祉士国家試験及び看護師国家試験を受験する際の配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

(2) 外国人受入環境整備の充実

外国人から選ばれる地域づくりを推進するためには、外国人が孤立せずいつでも相談・支援を受けられる体制を構築することが必要である。

このため、外国人が生活に係る様々な相談や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営や体制の強化に対して、十分な財源を確保するなど支援の充実を図ること。

5 保育料無償化の拡充について

厚生労働省が発表した 2023 年の人口動態統計の速報値によると、2023 年の国内の出生数は前年比 5.1%減の 75 万 8,631 人と、初めて 80 万人を割り込んだ 2022 年から更に減少し、8 年連続で過去最少を更新するなど少子化が進行しており、少子化対策は待ったなしの最重要課題である。

そのため、国においては、令和 5 年 12 月に閣議決定した「こども大綱」に基づき、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標を「こどもまんなか実行計画」において設定するとともに、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしている。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所が令和 3 年 6 月に実施した「第 16 回出生動向基本調査」によれば、夫婦における理想の数のこどもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 52.6%と最多の選択率となっており、住民や市町村からは、依然として、保育料の無償化をはじめとした子育て世帯の経済的負担の軽減に関する要望が強く寄せられている。

一部の自治体においては、こどもを持ちたいと思う人が、理想の数のこどもを産み育てられるよう、0 歳児から 2 歳児について、独自に第 2 子の保育料の無償化に取り組んでいるが、保育料の無償化は、国内どこに住んでいても分け隔てなく享受されるべき支援である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

0 歳児から 2 歳児についても、所得や世帯構成を問わず、全ての世帯の保育料を無償化すること。

6 災害関連死を防ぐための避難生活の質向上に向けた支援等について

令和6年能登半島地震の被災地では、今も多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を強いられている。

今回の災害では、半島特有の道路の寸断による支援活動の難しさや、衛生面の課題が浮き彫りとなった。

特に、断水に伴い、飲料水はもちろん、トイレや風呂等の提供が遅れ、避難生活の質を確保することが困難な状況が見受けられた。

大規模災害発生時に各自治体が被災地に対して行った支援に要した費用は、災害救助法に基づき支弁される。しかし、災害関連死を防ぐためには、避難生活の質の向上に必要な物資、とりわけトイレを被災地へ迅速に届けられるよう、その運用を柔軟に行うことが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難生活環境の確保に資する支援物資に係る費用は、国（内閣府）への協議を経ず、被災都道府県の判断で、災害救助法の対象とすることを可能とすること。

例：トイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、簡易トイレ（ラップ式簡易トイレ、組立て式簡易トイレ）、避難所以外に設置される避難者等が使用する仮設トイレ、高齢者等にも配慮されたバリアフリー構造の災害用トイレ、水を使わないバイオトイレ、マンホールトイレなど

- 2 大規模災害時に避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するために必要不可

欠なトイレ用水の補水・給水、汲取りや、補水・汲取りの協力自治体等を確保する仕組みを、国の主導で構築すること。

7 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

令和6年度から8年度にかけて、防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化など、多様な投資のニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくための有効な投資財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

さらに、地方自治体では、激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修、脱炭素化に向けた施設整備など、多様化する課題に対応するための付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに対応する地方債の活用ニーズも高まっている状況である。

そうした中、これらの地方債が全て予定どおり終了してしまうと、地方自治体においては財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

8 高等学校等における教育費負担の軽減について

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「第16回出生動向基本調査」によると、夫婦が理想の数のこどもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が最多となっており、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因となっている。経済的理由で、希望するこどもを持つことを諦めることがないよう、教育費負担の軽減はまさに喫緊の課題である。

国が令和5年12月に決定した「こども未来戦略」では、少子化を「我が国が直面する、最大の危機」とし、不退転の決意で取り組むとしている。同戦略では、多子世帯をはじめとした大学等の高等教育費の負担軽減については盛り込まれたものの、高等学校等を対象とした教育費の負担軽減策の拡充については盛り込まれていないことから、さらなる対策が望まれる。

高等学校等における教育費軽減にあたっては、地域の実情に応じて、国の高等学校等就学支援金に上乘せする形で、多くの都道府県において独自の支援を行っている。都道府県によって支援内容が異なることから、保護者や生徒からは「居住地により、教育費負担に大きな差が生じることは不公平である」といった声が寄せられている。

高等学校等への進学率は約99%と非常に高く、国において、教育の機会を保障すべきであることから、住んでいる地域により高等学校等における教育費負担に差が生じないように、国が財源を確保し、責任をもって教育費負担の無償化を図るべきである。については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 高等学校等就学支援金の支給対象を拡大し、上限額を引き上げ、教育費負担に地域格差が生じることをないようにすること。

- 2 国の方策が講じられるまでの間、都道府県が行う授業料減免事業に対して、多子世帯の負担軽減なども勘案し、財政支援を講じること。

9 DPAT 及び災害拠点精神科病院の整備に対する診療報酬上の評価等について

今年1月に発生した能登半島地震では、200人以上の尊い命が失われ、負傷者は1,000人以上で、未だ避難生活を強いられている方が数多くいる。

災害が発生した場合、精神障害者のみならず、災害のストレスによる抑うつや心的外傷後ストレス障害、不眠といった症状が表面化し、心のケアが必要な被災者が増える傾向にある。

被災地に赴いて被災者等の心のケアにあたる災害派遣精神医療チーム DPAT は、全国で400以上の医療機関において整備が進められており、能登半島地震の際には各地から DPAT が現地入りし、精神科医療提供体制が維持されるよう支援活動が行われた。

しかし、災害発生直後の他都道府県からの支援が終了した後は、地域内の DPAT により医療を提供していく必要があること、首都直下地震や南海トラフ地震といった国難レベルの大規模災害では外部からの支援がすぐには望めないことなどを考えると、各都道府県における DPAT の拡充が喫緊の課題である。

災害時に医療を提供する点において、DPAT は災害派遣医療チーム DMAT と変わるところはないが、DMAT に指定された医療機関に対しては診療報酬上の加算があるにも関わらず、DPAT には診療報酬上、何の評価もない状況にある。

所属する精神科病院の持ち出しで体制整備を行わざるを得ない状況であり、診療報酬上の評価について DMAT との均衡を図る必要がある。

また、DPAT 整備に係る診療報酬上の評価がされるまでの当面の間は、DPAT 資機材整備に係る助成制度により各医療機関を支援していくことも必要である。

更に、令和元年 6 月に厚生労働省より、災害時における精神科医療を提供する上での中心的役割を担う災害拠点精神科病院を各都道府県内に整備する方針が示されたところであるが、令和 6 年 2 月現在で整備されたのは、26 都府県 45 病院にとどまっている。

未整備地域に早急に整備を進めるとともに、指定済み病院の体制を維持していくためにも、災害拠点精神科病院の指定について診療報酬上の評価をする必要がある。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 DPAT 及び災害拠点精神科病院の整備を進めるに当たり、診療報酬上の評価を新設すること。
- 2 都道府県に登録された DPAT を有する病院が行う、資機材整備に対する補助事業を新設すること。

10 防災・防疫対策等の推進について

近年、我が国は毎年のように様々な自然災害に見舞われており、地方公共団体においては、国と一丸となり、国土強靱化をはじめとするあらゆる施策を計画的に推進し防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるった COVID-19（新型コロナウイルス感染症）を経験し、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じ国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めるとともに、地方部においても、地形の厳しい地域や中山間地域など

の道路整備を推進するなど、交通ネットワークの強靱化を計画的に進めること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策完了後も、後継となる国土強靱化実施中期計画において、地方の実情を踏まえた上で計画の期間や事業規模等を明確に定めるとともに、必要となる当初予算において通常予算とは別枠で予算・財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

加えて、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が拡大されることとなったが、国土の強靱化を図るため、今後より強力かつ計画的に推進していくことが必要である。このため、引き続き、必要に応じて対象事業を更に拡大するなど地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、地方が引き続き、防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の事業期間を延長すること。

2 地震・津波対策の充実・強化

(1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のも

と適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方公共団体が実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の維持、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充するほか、国が主体となって、機体故障時や耐空検査等の運航休止時において、救助活動等に活用可能な代替機体の確保を行うこと。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、

当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。

- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (8) 地籍整備を促進するため、公共事業等の測量成果を活用する制度に係る指定手続きの簡素化や調査費補助金の地域要件の拡充を図ること。
- (9) 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策が着実に進むよう、宅地耐震化推進事業における補助率や補助要件の緩和等、制度の拡充を図ること。
- (10) 国の地震被害想定の変更等にあたっては、各都県ごとの地震津波対策の進捗や評価を反映すること。
- (11) 人口減少・高齢化が進んでいることから、以前、内閣府が行った孤立集落発生の可能性に関する調査について、国が財源を確保し、改めて実施すること。また、調査を踏まえ、地方公共団体が行う備蓄や物資輸送手段の確保等の孤立集落対策の財政支援を講じること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。
- (3) 豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を図ること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定に当たっては、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間を早期に重要物流道路に指定する等、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路の事業中区間における補助制度を拡充する等、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティ

ブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、またジェンダーの視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、福祉人材及び医療人材の派遣に関する全国的に統一したスキームを構築すること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の要配慮者への感染リスクを減らすため、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進め、検査実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について、財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係

団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資機器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (2) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。
- (3) 災害派遣福祉チームや災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等の傷害保険料について、災害救助費の対象とすること。
- (4) 災害ボランティアセンターが早期に設置できるよう、都道府県域を超えた、立ち上げ支援の仕組みを作ること。

7 被災者生活再建支援等の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。

また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。

- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災

者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 地域の被害実態に応じた支援を措置できるよう、中小企業に関する激甚災害の指定の基準を緩和すること。また、激甚災害に指定されない場合でも、一定の被害を受けた事業者に対する支援制度を拡充すること。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく

理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。

- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (5) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (6) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。
- (7) 漁場における流沈木の処理について、財政的な支援の充実を図ること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火現象を的確に把握するため、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部の知見を生かし関係省庁が連携し、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国や地方公共団体からの火山関連情報・避難情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、地方公共団体が実施する対策への財政支援措置を講じること。
- (2) 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や

継続的な確保、人材活用について、地方公共団体への支援を含め推進すること。

(3) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

(4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

(5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

(6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、活動火山特別措置法の改正の趣旨に鑑み、より一層、火山噴火対策の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明や令和6年1月に発生した能登半島地震などの自然災害も踏まえ、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係

る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

さらに、令和6年1月の能登半島地震において、放射線防護対策施設の使用が困難であった事例について、徹底して原因を究明し、必要な対策を講じること。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考え

られるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 昨今の世界情勢を踏まえ、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証すること。
- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対

し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

1 1 盛土対策の強化

宅地造成及び特定盛土等規制法の適用開始に当たり、この法に基づく規制が実効性のあるものとなるよう、盛土等の許可申請の審査、検査及び指導等、並びに不適切盛土への対処等の体制整備のための財政支援措置を行うこと。

1 2 広域避難体制の強化

近年、災害が激甚化、広域化しており都道府県域を越えた避難が必要となる場合が想定される。

このため、災害発生時に円滑な避難が実施できるよう、国が司令塔として調整を行い、避難先、避難経路、避難手段を確保し、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

II 防疫対策等の推進について

1 防疫体制の整備等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁の設置を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えて、平時から、国と地方が一体となって緊密な連携が図られるようにするための仕組みを導入するとともに、より国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策が

できるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (3) 新型コロナワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

さらには、健康被害救済制度に係る国審査のさらなる迅速化を図るとともに、ワクチン接種後に遷延する症状を訴える者への対応のため、国による専用相談窓口の設置や、遷延する症状に係る調査研究及び各医療機関で活用可能な治療ガイドライン等の策定を行うこと。

また、令和6年度の定期接種化によって生じる自己負担を可能な限り低減するなど引き続き接種を必要とする人が確実に接種を受けられるよう、実施主体である市町村に対して、適切かつ確実な財政支援を行うこと。

- (4) 今後の新興感染症に備えるため、平時から、ワクチンや治療薬等に関する研究開発を進め、国産製品の安定的な生産・供給体制を構築すること。

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があり、また感染状況によっては、従事者が不足する

地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生したため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関する規制を緩和すること。

- (2) 感染症法の改正により創設される協定締結医療機関などにおける感染者の受け入れ体制を円滑にするため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を行うこと。
- (3) 新たな変異株の流行等に備え、重症化リスク等を迅速に把握できる仕組みを構築するとともに、地方公共団体にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、必要な経費については確実に全額国庫負担とすること。
- (4) 救急需要の多様化や新たな変異株の流行等による救急搬送件数及び病院収容までの所要時間の増加に備えるため、救急搬送業務におけるDXの推進や消防機関と救急医療機関の連携強化に資する取組等への財政支援を拡充すること。

3 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

11 帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの早期の定期接種化について

予防接種には、国民個人の生命・健康を守る「個人防衛」の役割に加え、多くの国民が予防接種を受けることで社会全体からその感染症が減り、予防接種を受けていない国民も感染症から守られる「社会防衛」の役割があり、結果的に医療体制の確保や医療費の軽減、ひいては社会経済活動の維持などにもつながる。

国においては、これまでも帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの定期接種化に向けての検討が行われており、現在も審議が続いている。

帯状疱疹は、その後遺症により長期に渡ってQOLの低下が生じる可能性が高く、高齢になるにつれて罹患率が高くなることから、急速な高齢化に伴う患者の増加が懸念されている。また、おたふくかぜについては、合併症が一定割合で生じており、集団感染も起きやすいことから、両疾患のワクチンともに早期の定期接種化が望まれている。

これらの予防接種に対しては、接種費用が高額であるなどの理由から、一部の地方自治体において独自の助成が行われているが、対象者の年齢や助成額など、その内容は地方自治体の財政力等により異なっており、居住する地方自治体により被接種者の経済的負担の格差が生じている。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンについて、接種の有効性・安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化を実現すること。

- 2 定期接種化にあたっては、その薬価が高額であることも踏まえ、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国どこでも被接種者の自己負担額が低額に抑えられるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。

12 道路網の整備促進等について

広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路等の整備は、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害からの迅速な復旧・復興を図る上で大変重要なものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、国道249号などの主要道路に被害が発生し、一時最大で3000人を超える孤立が発生するとともに、復旧に時間がかかる大きな要因となるなど、道路ネットワークの重要性が再認識されたところである。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、令和3年度から令和7年度までの5か年で高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化等の道路ネットワークの機能強化対策、道路施設の老朽化対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等に重点的・集中的に取り組むこととなっており、激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など国土強靱化に向けた取組みの着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。このため、5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、5か年加速化対策後も、必要な予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保して、切れ

目無く、継続的・安定的に取り組むことが必要である。また、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格道路等のストック効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路整備への安定的な財政措置が必要である。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格道路等は、地域の耐災害性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各道路の整備促進等

(1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近、栃木 I C 付近などの渋滞が発生している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

(2) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持するほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 JCT については、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）間の約 16 キロメートルについては、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。特に、令和 2 年 10 月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。

東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められている。環状道路としての機能を最大限に発揮させるとともに、羽田空港や京浜三港へのアクセス性の強化に資する東名高速から湾岸道路間について、計画を早期に

具体化すること。

川口 J C T から外環三郷 J C T 間については、慢性的な渋滞が発生しているため、さらなる渋滞解消のための検討を進めること。

(3) 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格道路として計画され、首都圏の中核都市や更なる機能強化が進められている成田国際空港などの拠点間の連携を強化し、交流を促進することによる観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定 2 車線区間の早期 4 車線化を図ることが不可欠である。

については、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

また、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートの一部となる大栄 J C T から松尾横芝 I C 間については、令和 8 年度の開通を確実に達成するとともに、大栄 J C T から国道 296 号 I C (仮称) 間については、1 年程度前倒しでの開通を図ること。

成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインター

チェンジについて、計画の具体化が図られるよう必要な協力と助言を行うこと。

さらに、久喜白岡 J C T から木更津東 I C 間の暫定 2 車線区間については、対面通行の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4 車線化が必須である。

令和 5 年 3 月に 4 車線化が完成した久喜白岡 J C T から幸手 I C 間、境古河 I C から坂東 I C 間に引き続き、幸手 I C から境古河 I C 間、坂東 I C から大栄 J C T 間について、令和 8 年度までに順次 4 車線化を図るよう整備を進めるとともに、残る区間についても早期 4 車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさ I C（仮）の早期整備を図ること。

（４） 新東名高速道路の早期全線開通及び 6 車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には緊急輸送道路及び東名高速道路の代替路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

新御殿場 I C から西側の区間は、令和 3 年 4 月までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果を更に広め、高めていくためには、残る区間の整備促進が不可欠である。

令和 4 年 4 月までに、海老名南 J C T から新秦野 I C 間が開通しているが、残る新秦野 I C から新御殿場 I C 間についても、令和 9 年度の開通を確実なものとし、一日も早い開通を図ること。また、暫定 4 車線で整備が進められている区間

について、一層の物流の効率化を進めるため、供用後は全線 6 車線化の早期実現を図ること。

さらに、大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を一層向上させるためにも、ルートが未確定である海老名南 J C T 以東の区間について、早期に計画の具体化を図ること。

(5) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東 3 県及び甲信静 3 県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

については、全線開通に向け、唯一の未事業化区間である長坂 J C T (仮) から八千穂高原 I C 間の早期事業化を図ること。

また、高速道路における安全・安心基本計画において暫定 2 車線区間の 4 車線化優先整備区間に選定された双葉 J C T から白根 I C 間の早期整備を図ること。

(6) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河 (愛知県)、遠州 (静岡県)、南信州 (長野県) を相互に結ぶことで、広範な交流ネットワークを形成するとともに、地域の安全・安心や国土強靱化の実現等に寄与する重要な道路である。

については、飯喬道路、青崩峠道路、水窪佐久間道路及び三遠道路の早期完成を図ること。

また、同自動車道と一体として機能する国道 152 号の現道

活用区間の整備を早期に推進するため、必要な財政措置を講じること。

(7) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、伊豆縦貫自動車道の一日も早い全線開通に向け、河津下田道路の早期完成を図るとともに、天城峠道路の月ヶ瀬 I C から茅野 I C（仮）間の早期工事着手、及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮 I C から愛鷹 I C（仮）間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹 I C（仮）以西の区間についても、新規事業化を図ること。

(8) 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、概略計画の検討（計画段階評価）を進める区間となった「埼玉新都心線～東北道間」について、早期に計画を具体化できるよう、調査検討を進めること。また、東北道～東埼玉道路間、与野 J C T～関越道間について、引き続き地域特性や交通課題の分析を進めること。さらに、広域的な幹線道路としての機能を最大限発揮するため、東埼玉道路以東や関

越道以西について、計画の具体化を図ること。

(9) 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6車線化が完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、慢性的な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されたところである。

そのため、上り線の小仏トンネル付近や下り線の相模湖付近、上り線の三鷹バス停付近について、付加車線設置による渋滞対策が行われているところであるが、これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

(10) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、未開通区間である潮来 I C から鉾田 I C 間について、十分な予算を確保するとともに、令和 7 から 8 年度の全線開通に向け、整備を進めること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光、産業や文化などのさまざまな交流・連携を強化し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

東関東自動車道館山線の一部を構成する富津館山道路については、平成31年3月に富津竹岡ICから富津金谷ICまでの3.4キロメートルが事業許可され、令和元年に国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において全線が4車線化の優先整備区間として選定されている。令和6年3月には、富津竹岡ICから鋸南保田ICまでの6.8キロメートルが準備調査箇所として高速道路会社に対して事業許可されるなど事業化に向けた手続きが着実に進められている。また、千葉県においても令和3年7月からは都市計画及び環境アセスメントの手続きが進められているところである。

については、富津館山道路の富浦ICから富津竹岡ICについて、早期の4車線化を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路は、千葉県と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、その渋滞対策として、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

(11) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路

である。沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。また、南海トラフ地震に対する備えとして、高規格道路ネットワークの代替性確保は国土強靱化の観点から極めて重要であり、早期整備が必要である。

については、現在事業中の松本波田道路の早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から中ノ湯間については、計画段階評価に早期着手すること。

(12) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の中間に位置し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

については、現在事業中の与野 J C T から上尾南出入口間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口から桶川北本 I C 間についても早期事業化を図ること。

(13) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力の強化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化や商工業の振興など地域

の活性化に寄与し、災害時における緊急輸送の強化に資する千葉県のみならず我が国にとって重要な道路である。

北千葉道路（市川・松戸）については、事業が円滑に進むよう千葉県と沿線市で最大限支援していくので、早期整備を図ること。

市川市から船橋市間の未事業化区間については、沿線市が地籍調査を推進するなど事業実施環境を整えていくので、早期事業化を図ること。また、国、県、高速道路株式会社等で構成される「千葉県道路協議会」において、専用部は、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とすることが確認されていることから、有料道路事業を活用すること。

印西市から成田市間は、早期整備及び4車線化に必要な予算を確保すること。

さらに、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結ぶ国道464号北千葉道路全線の直轄編入を図ること。

(14) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、国道121号日光川治防災の整備を推進するとともに、日光川治防災以外の優先整備区間についても早期整備に向けた支援を図ること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自

自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直轄指定区間への編入を図ること。

(15) 国道17号上武道路の全線4車線化の促進

国道17号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成28年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は3割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含む約9キロメートルの暫定2車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備効果を十分に発揮させるため、引き続き全線4車線化の整備を促進し機能強化を図ること。

(16) 横浜新道等の機能強化の促進

横浜新道、第三京浜、国道1号は、首都圏における重要な幹線道路であるが、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、沿線地域の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、一部の工事や設計等の取組みが進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を早期に進めること。

(17) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）の事業促進

厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道 246 号の交通混雑の緩和を図るとともに、東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路である。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、有料道路事業の積極的な活用等により、事業中区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

(18) 東埼玉道路の整備促進

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道 16 号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道 4 号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援する自動車専用部と一般部が併設する道路である。

については、現在事業中の八潮から松伏までの自動車専用部及び吉川市から春日部市までの一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（松伏～国道 16 号）の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。

(19) 新湾岸道路の計画促進

新湾岸道路は、湾岸地域の更なる活性化や防災力の強化はもとより、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上に資する大変重要な道路である。

外環高谷 J C T 周辺から蘇我 I C 周辺ならびに市原 I C 周

辺までの間において、地元の県と沿線市は、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。

加えて、東京湾岸地域では都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化すること。

(20) 千葉北西連絡道路の計画促進

千葉北西連絡道路は、国道16号などの交通円滑化や、県内外との交流・連携を強化し地域の活性化を図るとともに、災害時においては、物資の供給や広域的な応急活動などに寄与する重要な道路である。

つくば野田線以北から国道464号付近までの間（野田市～印西市）において、概略計画の策定に向け、地元の県、沿線市は、地域住民に必要性・整備効果等を情報提供するとともに、交通課題や要望等の意見を把握するなど、地域の理解が深まるよう役割を果たしていくので、早期に概略ルート・構造の検討を進めること。

また、千葉北西連絡道路延伸部（国道464号以南）の計画についても検討を行うこと。

(21) 首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

首都高速都心環状線の大規模更新の機会を捉え、高速道路網の充実や機能強化を図るため、日本橋周辺の首都高速道路の地下化に伴い必要となる都心環状線新京橋連結路（地下）の整備推進や晴海線延伸部の早期事業化を図ること。

(22) 国道 20 号新山梨環状道路（北部区間）の事業促進

国道 20 号は、東京都と長野県を結び、広域的な都市間連絡道路として、中央自動車道の機能を補完し、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

新山梨環状道路（北部区間）は、国道 20 号のバイパスとして国が整備を進めており約 17 キロメートルのうち、東側約 7.5 キロメートルと西側約 5 キロメートルが事業化され、現在、測量調査や用地取得などが実施されている。

しかし、残る約 4.5 キロメートルは未だ事業化されていないことから、有料道路制度を活用した整備手法の検討を行い、事業中区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

2 高速道路網の有効活用

(1) スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、事業化されたスマートインターチェンジの整備促進及び準備段階調査箇所 of 早期事業化を図るとともに、計画中のスマートインターチェンジについても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

(2) ETCの更なる普及促進

全国的高速道路のETC利用率は9割を超えており、高速道路が完全ETC化されると、将来的な本線料金所の撤廃や料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。

令和2年12月に策定されたETC専用化等に向けたロードマップでは、都市部は5年、地方部は10年程度でETC専用化を概成させることが示され、令和4年3月からは一部の料金所がETC専用化となった。

令和6年1月には、国土幹線道路部会において、半導体供給不足等により、ETC設備等の整備に遅れの可能性が公表されたが、必要な対策を速やかに講ずることで整備を進め、ロードマップに基づき料金所のETC専用化を計画的に推進するとともに、本線料金所の撤廃を早期に実現すること。また、ETCの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策及び誤進入等による非ETC車対策等を積極的に進めること。さらに、ETC専用化に加えて、ETC多目的利用サービス（ETC GO、ETC X等）の利用拡大も進めること。

(3) 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成28年4月から導入された新たな料金体系では、対距離

制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られた。

また、令和4年4月には、首都高速における料金体系の整理・統一を更に進めるとともに、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われるなど、「首都圏料金の賢い3原則」に沿って、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けた取組が進められている。

さらに、令和6年3月には、国と千葉県の負担により実施されている「アクアライン割引」の前提でもある、全国の高速度道路の3つの料金水準（普通区間・大都市近郊区間・海峡部等特別区間）とこれに伴う料金水準の引き下げについて、ETC車を対象として10年間継続することが示された。

今後も、道路ネットワーク整備の状況や社会情勢の変化を踏まえつつ、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系の確立や物流の効率化等の観点も含め、引き続き改善を継続するとともに、物流事業者など利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

一方、全国的な高速道路料金割引制度については、割引の目的に沿って一定の効果が発現しているものの、割引により別の課題が生じていることなどから、深夜割引など現行の各種割引制度の見直しが検討されている。

引き続き、令和3年8月の中間答申を踏まえ、社会状況の変化に応じて割引制度の見直しを進め、利用者が料金割引を認識・実感できるよう、分かりやすくシンプルな割引の実現

を図ること。

(4) SA・PAにおける確実な休憩機会の確保等と新たな需要への対応

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。

については、ドライバーの負担軽減のため、SA・PA内の駐車マス拡充や混雑状況の情報提供などにより駐車容量・駐車効率を向上させるとともに、高速道路における休憩施設空白区間の解消を進め、確実な休憩機会の確保を図ること。

また、女性のさらなる活躍を支える観点から、女性が利用しやすい休憩施設等の整備に取り組むこと。

さらに、高速道路のSA等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能しており、首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、SA等における防災機能強化の促進に向け、取り組むこと。

また、国内では2035年までに、乗用車新車販売において電動車100%が目標とされており、今後、次世代自動車の更なる普及促進が図られる。次世代自動車の普及に伴い、EV充電器や水素ステーション等の不足が生じることが懸念されるため、SA・PAでの設置スペースの確保や充電待ちの削減に向け、取り組むこと。

(5) 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等

において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

3 高速道路等の適切な管理や機能強化の推進

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路は、老朽化が進んでおり、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要となっている。

令和5年9月に施行された「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律」では、高速道路の料金徴収期間を延長し、必要な財源を確保することなどにより、高速道路の適正な管理や機能強化を推進することとされている。

高速道路は重要かつ基幹的な道路であり、安全かつ円滑な交通及び利用者の利便を確保することから、計画的に維持管理・修繕、更新、進化・改良ができるよう、持続可能な高速道路システムの構築に向け、関係自治体の意見を尊重した上で、引き続き国が責任をもって取り組むこと。

また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進すること。

また、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及

び供用区間については、地方と十分に調整を図り、早期に重要物流道路に指定するとともに、地方管理の指定道路の整備・機能強化推進のため、事業中区間について補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

5 有料道路制度活用による地方管理道路の維持・充実等

防災・減災、国土強靱化の推進や広域的な交流・連携の強化を図るためには、地方における広域道路ネットワークの更なる充実が不可欠であることから、広域道路の新規事業化や既存の地方有料道路の維持・更新等に必要な財源を計画的に確保する手法として有料道路制度を有効活用できるよう、検討すること。

6 構想路線に係る地方公共団体への支援等

新広域道路交通計画における構想路線は、高規格道路としての役割が期待されていることから、高規格道路への位置付けに要するプロセスを明確に示すとともに、地方公共団体が、具現化に向けて、必要な調査・検討を行う場合は、財政支援を行うこと。

13 広域降灰対策の推進に関する要望

令和2年の国のWG※報告書では、富士山の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に影響があるとされている。大規模な噴火は、広範な地域に降灰をもたらし、交通や電力、水道の供給等の生活基盤が大きな影響を受けるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。

しかし、大規模な降灰が私たちの生活にもたらす影響と対策については、調査研究が十分になされておらず、災害を想定した観測・予報体制、また生活基盤における予防対策も確立されていない。火山灰による広域的な被害について、都県だけでは対応が困難であることから、国が的確な調査研究及び被害予測を行うとともに、具体的な予防対策、応急対策について検討を進めていくことが求められる。

特に、膨大な火山灰の除去・処分については、処分用地や降灰除去機材の確保等を含め、都県単独では対応が困難であることが想定される。広域かつ膨大な火山灰処理に関する基本的な考え方等を整理する必要がある。

富士山等の大規模な火山噴火に備えるため、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部の機能を十分に果たすとともに、関係省庁が連携しながら、以下に示す事項に取り組むよう要望する。

※中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討WG

- 1 大規模な降灰に関する観測体制の確立及び応急対策の提示
 - ・ 広域の降灰対策を検討するために必要な、様々な気象条件を包含した新たなシミュレーションやハザードマップを作成すること
 - ・ 広域かつ同時多数の地点における降灰の自動観測及び観測データの収集体制と広域的な降灰予測システムを構築すること

- ・ 降灰時の避難判断や私たちの生活維持のための対策等を迅速に行えるよう、注意報、警報の導入・運用等、広域降灰にも対応した国の応急対策を提示すること
- 2 交通機関等及びライフライン事業者が行う対策の研究及び提示
- ・ 降灰による道路や鉄道等の交通機関への影響に係る調査研究を行い、交通機関等の備えるべき設備等の基準、通行止め、運行中止等のガイドラインを策定すること
 - ・ 電力供給、通信への影響に係る調査研究を行い、当該事業者の備えるべき設備基準等を設けること
 - ・ 水道供給を継続するための設備について研究を行い、必要な設備の基準を示すとともに、施設整備への財政支援も含めた対策を検討すること
 - ・ 噴火後に生活基盤の維持のため、国、都県、高速道路事業者等が協力して効率的な対応を行う体制を構築すること
- 3 復興までを見据えた大量の火山灰の処分指針の策定
- ・ 大量の火山灰の最終処分の方法について、埋立てや海洋への廃棄等の可能性も含めて検討し、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、基本的な考え方や指針を示すこと
- 4 その他必要な取組
- ・ 訪日外国人観光客等の安否確認及び帰宅支援や各国大使館等への対応等、国と地方との役割を明確にした降灰時におけるガイドラインを検討・提示するとともに、国が主体となって訓練を実施し、その成果をガイドラインに反映させること
 - ・ 降灰の影響地域における交通機関の復旧作業や物資輸送等の対策の検討とともに、降灰の影響範囲外の地域も含め、民間供給能

力低下や物資輸送への影響も想定し、サプライチェーンの強靱化等、災害が発生しても経済活動が継続できるよう官民の連携を図ること

- ・大規模降灰が建築物に及ぼす具体的な影響や家電等家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと